

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	倉橋 圭介
登録番号又は法人番号	1 0 0 9 0 7 2 9
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	行政書士倉橋圭介事務所
事務所所在地	横須賀市馬堀海岸1丁目17番1号
処分年月日	令和7年5月22日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	当該会員は、催告、督促にもかかわらず神奈川県行政書士会の会費を24ヶ月以上滞納している。 当該事実、神奈川県行政書士会会則第9条第1項（会費）に違反し、会員の処分に関する規則第2条第4項第4号に該当するため、会則第15条第1項第3号の廃業の勧告処分とする。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	神奈川県行政書士会会則 第9条第1項 同会則 第14条第1項第1号 同会則 第15条第1項第3号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第4項第4号